「町民作品展」開催要項

- 1 趣 旨 町内の各種団体、事業所、又は各個人等で日頃取り組んでいる創作活動の発表の場として、町民作品展を開催し、広く町民等に芸術作品の発表や鑑賞する機会を提供し、文化・芸術を愛好する気運を高め、併せて『三朝町芸能文化祭』の開催機運を盛り上げることを目的とする。
- 2 主 催 三朝町文化団体連絡協議会
- 3 会 期 令和元年11月18日(月)~25日(月)
- 4 会 場 三朝町総合文化ホール 2階 ホワイエ
- 5 部 門 洋画・版画・短歌・俳句・書道・絵手紙・ちぎり絵・生け花・陶芸・写真・ポーラセーツ・折り紙・切り絵・ペーパークラフト・籐編み・手芸(和裁・洋裁・パッチワーク・刺繍・編み物・織物・染物・人形系)
- 6 応募資格者 三朝町文化団体連絡協議会に所属するサークルの会員、その他町民、町 内在勤者
- 7 応募規定 (1)応募できる作品は、1部門につき一人3点までとする。
 - (2) 著作権・肖像権等に十分注意し出品すること。
 - (3)各部門とも額装にガラスを使用しないこと。なお、ガラスケースも不可とする。
 - (4)作品展会場は、施錠のできないホール(ホワイエ)であることを、十分承知の上、出品すること。
 - (5) 次の作品は出展不可とする。
 - イ)会場の使用条件に触れる作品。

例 爆発物、危険物、悪臭のする物、床面及び壁面を傷つけたり、 汚したりする恐れのある物等

- ロ)出品者でなければ陳列できない作品及び管理上特別に注意 を要する作品。
- ハ)極端に大きい作品。
- 8 申込み〆切 令和元年10月4日(金)まで (展示スペース配置の関係上、期限厳守すること。)
- 9 搬 入 令和元年11月18日(月)午前9時30分
- 10 搬 出 令和元年11月26日(火)午前9時
- 11 そ の 他 (1)作品の展示、保管には万全を期すが、天災その他不慮の事故等による 損害に対しては、主催者はその責めを負いません。
 - (2)展示に短冊台紙が必要な方(グループ)(俳句、短歌)には、貸与いたしますが、数に限りがありますので、ご了承ください。
 - (3)生け花を出品される方(グループ)は、水の管理を各自(各グループ)で行ってください。
- 12 お問合わせ先 三朝町文化団体連絡協議会事務
 - (三朝町教育委員会事務局 社会教育課内)

電話43-3518 ファクシミリ43-0647